



「あなたの不動産」の本当の価値をご存じですか?

なんに不動産の価値を求  
められたことなんかな  
つたです」とおっしゃる

目は時価評価について、  
ご説明してまいります。

体的内容については、法  
解釈に委ねられています。

人生をライフサイクル  
いいことだけではあります。  
で考えた場合、その場面

も多いかもしれません。  
確かに、ご自分で不

動産の価値を判断した方  
がほとんどいらっしゃら

ないと思います。しかし  
物の分割、遺留分減殺請

いいます。また、これに  
ては法律などに基づいて一

定のルールがおかれてい  
ます。なお、財産の評価

ですから不動産もこの中  
に含まれます。

町2の7の1  
8044(244)48

※5月14日(土)午後2  
時~4時、川崎市産業振  
興会館11階第6会議室

相続税法第22条で「相  
続、遺贈または贈与によ

り取得した財産の価額

は、当該財産の取得の時

(幸区堀川町66の20、J

R川崎駅西口徒歩8分・

京急川崎駅徒歩7分)で

該財産の価額から控除す  
べき債務の金額は、その

菊地誠一さんによるセミ  
ナーあり。予約優先。無



菊地誠一さん

ごとで求められる不動産  
の価値は異なります。例  
えば、一般的には、新居  
購入、買い替えるための  
売却、住宅ローン借り入  
れ、1棟アパート・マン  
ションなどの投資用不動  
産の購入・売却、相続税  
の申告、遺産の分割、相  
続税納税のための売却な  
どです。

でも、人生いろいろ、

せんね。離婚に関わる財  
産分与、兄弟間での共有  
はほとんどいらっしゃら  
ないだけで、誰かにそれ  
を任せて行っていたので  
はありませんか。

そこで、今回から3回  
にわたり、これらの中で  
皆さまの周りでもどれか  
1つくらいは思いあたる  
ことがあります。どうでしょ  
うか。もしくは、こ  
れから起こりそうなこと  
があるのではないでしょ  
うか。

このように申し上げる  
と、「そもそも今までそ  
の現況による」と、評  
価の原則を規定していま

思っています。

料

## 相続税評価について



**相続税評価**とは、  
相続税および贈与税を算  
定するための財産の評価  
のことといいます（財産  
には不動産や株式などが  
含まれます）。

るため、具体的な評価方法を「財産評価基本通達」（以下、評価通達）により定めています。この評価通達に基づく不動産の評価方法では

は、いわゆる“時価”よりも低い価格になります。この相続税評価額は時価よりも低いという仕組みを知っていると節税対策も可能となります。

税評価額は実際に売買される価格よりかなり低くなるはずです。通常は50～60%程度に圧縮されるのではないかでしょうか。

次回は時価と相続税評価額との価格差を利用して不動産の価格についてまとめてみます。



吉地誠一さん

これらの財産の評価においては、たって法律（相続税法）では“時価”によるとだけ規定されていて詳しい説明はありません。そこで、国税庁ではこれらの財産の評価に関する取り扱い方法の全国的統一を図

るため、具体的な評価方法を「財産評価基本通達」(以下、評価通達)により定めています。この評価通達に基づく不動産の評価方法では、「土地」と「建物」を別々に評価します。

①土地については当該土地の前面道路に付されて いる相続税路線価をもと にする

②建物については固定資 産税評価額をもとに算定

③土地建物の合計額が相 続税評価額

となります。なお、相 続税路線価は近隣公示地 の価格の約80%程度に、 ひと重目の公示地評価

は、いわゆる“時価”よりも低い価格になります。この相続税評価額は組みを知つてると節税対策も可能となります。例えば“マンションの1室の価格”の場合通常の売買では近隣で取引されている事例に近い価格になることが多いですが、評価通達では①土地についてはマンション1棟の敷地全体の価格（相続税路線価をもとに算定）に、その所有者の共有持ち分割合を乗じて算定

（どうして）それが相続税評価額は実際に売買される価格よりかなり低い（なる）はずだ。通常は50～60%程度に圧縮される（ではない）でしょうか。

この圧縮効果は土地の共有者が多ければ多いほど、すなわち共有持ち分割合が少なければ少ないほど高まる（こと）になります。この圧縮効果を利用すると、現金をマンションに替えるだけでも一定程度の相続税対策となりります。ただし、行き過ぎは禁物です。近年盛り上がりを見せていたタワーマンション購入による節税効果を得る手法は、まさにこの応用例といえま

次回は時価と相続税評価額との価格差を利用して税務署から否認された事例を紹介しながら不動産の価格についてまとめてみます。

セイワ不動産鑑定 菊地誠一

RAMT事業部  
山根工務店 川崎区本町2の7の1  
☎ 044(244)4860  
※5月14日(土)午後2時  
~4時、川崎市産業振興会館11階第6会議室(幸区堀川町66の20、JR川崎駅西口徒歩8分・京急川崎駅徒歩7分)で菊地誠一さんによるセミナーあり。予約優先。無料

地圖一

四

山根工務店 川崎区本  
力20701



どの差額が多額であるこ  
とを認識しながら、差額

【まとめ】

人生をライフサイクル

で考えた場合、その場面

けられると思います。

「時価と相続税評価額との価格差を  
利用して否認された事例について」

(東京国税不服審判所  
平成23年7月1日裁決)

約2億3500万円につ  
いて相続税の負担を回避

することに。相続税の中  
して、このような場合

評価通達に基づき本件マ  
ンションを評価すること  
は、納税者間の実質的な  
税負担の公平を害すると

て知症を発症し体調も崩し  
Bが、Aさんの代理人として  
してAさん名義で都内のタ  
ワーマンション(3階部分・約  
92平方㍍)を2億9300万円で購入し不

ました。その約2カ月後  
にAさんは亡くなり、本件マンションはBが相続

は購入価額の2億9300万円が相当

2億9300万円があるとし、国税

税評価額は、購入価額の

2億9300万円が相当

あると裁決しました。

このように、評価通達

上のルールなどを十分認

識したことになりました。

相続税の申告では、申告額(所得税、法人税、相

Bの主張を否認し、相続

税評価額は、購入価額の

2億9300万円が相当

あると裁決しました。

このように、評価通達

上のルールなどを十分認

識したことになりました。

相続税の申告では、申告額(所得税、法人税、相

税評価額は、購入価額の

2億9300万円が相当

あると裁決しました。

このように、評価通達

上のルールなどを十分認

識したことになりました。



菊地誠一さん

い。きっと良い提案を受  
けられると思います。

左記のセミナーでは、

本コーナーで紹介した

事例に加えて、他の

特に知っておいていた

に税務上の不動産の評価

きたい事例を交えなが

ることで求められる不動産

の価値は異なります。特

地誠一

RAMT事業部

山根工務店 川崎区本  
町2の7の1

☎ 044(244)4860

※5月14日(土)午後2時  
~4時、川崎市産業振興  
会館11階第6会議室(幸  
区堀川町66の20、JR川  
崎駅西口徒歩8分・京急  
Bもたまに窓を開けたり  
するくらいで居住したこ  
とはないなどの事実も指  
談なさってみてください

あり。予約優先。無料